

業者間取引を表示義務の対象とするための 加工食品品質表示基準等の一部改正の概要

1 趣旨

食品の業者間取引の表示のあり方検討会のとりまとめに基づき、業者間取引についても表示義務の対象とするため、加工食品品質表示基準等について、以下のような改正を行うこととする。

2 改正の概要

(1) 加工食品品質表示基準の改正

- ① 業務用加工食品の定義を規定する（第2条関係）。
- ② 表示責任者となる製造業者等の範囲を拡大（一部の販売業者→すべての販売業者）する（第3条第1項関係）。
- ③ 業務用加工食品に名称、原材料名、（内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、）製造業者等の氏名又は名称及び住所の表示を義務付ける（第4条の2第1項関係）。
- ④ 業務用加工食品について、製造業者等は、義務表示事項を容器若しくは包装、送り状、納品書等（製品に添付される）又は規格書等（製品に添付されない）に表示することとする。ただし、規格書等に表示する場合には、その製品が当該規格書等を見て識別できるようになっていなければならない（第4条の2第1項関係）。
- ⑤ 業務用加工食品について、原料原産地名の表示が義務付けられている加工食品の原材料になるものには、原料原産地名の表示を義務付ける（第4条の2第2項関係）。
- ⑥ 業務用加工食品に義務表示事項で、計量法、食品衛生法施行規則又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令により表示することとされているものは、これらの規定に従い表示しなければならない（第4条の2第3項関係）。
- ⑦ 業務用加工食品については、一括表示、文字の色、文字の大きさ等の規制を適用しないこととする（第4条第2項を準用しない）。
- ⑧ 製造業者等は、表示の適正化に必要な限度において、表示の根拠となる書類等を整備し、これを保存するよう努めなければならない（第8条関係）。

(2) 生鮮食品品質表示基準の改正

- ① 業務用生鮮食品の定義を規定する（第2条関係）。
- ② 業務用生鮮食品に名称及び原産地の表示を義務付ける（第4条の2第1項関係）。

- ③ 原産地の表示について、業務用生鮮食品が原料原産地名の表示が義務付けられている20食品群（加工食品品質表示基準第3条第5項）とならない場合には、原産地の表示を省略することができることとする（第4条の2第2項関係）。
- ④ 小売販売業者以外の販売業者は、業務用生鮮食品について、義務表示事項を容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等（製品に添付される）又は規格書等（製品に添付されない）に表示することとする。ただし、規格書等に表示する場合には、その製品が当該規格書等を見て識別できるようになっていなければならない（第4条の2第4項関係）。
- ⑤ 業務用生鮮食品については、文字の大きさの規制を適用しないこととする（第4条第4項を準用しない）。
- ⑥ 販売業者は、表示の適正化に必要な限度において、表示の根拠となる書類等を整備し、これを保存するよう努めなければならない（第8条関係）。

（3）削りぶし品質表示基準の改正

かつお削りぶしに原料原産地名の表示が義務付けられていることから、かつお削りぶしとなる業務用加工食品を規定し（第1条関係）、加工食品品質表示基準に規定する事項のほか、かつおのぶしの原産地の表示を義務付ける（第5条関係）。

（4）農産物漬物品質表示基準及び野菜冷凍食品品質表示基準の改正

農産物漬物及び野菜冷凍食品の主な原材料に原料原産地名の表示が義務付けられていることから、それぞれの品質表示基準に主な原材料を含む業務用加工食品及び主な原材料となる業務用生鮮食品を規定し（第1条関係）、

- ① 主な原材料を含む業務用加工食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準に規定する事項のほか、原料原産地名とし（第5条第1項関係）、
- ② 主な原材料となる業務用生鮮食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準の規定（原産地の表示を省略することができる旨の規定）にかかわらず、名称及び原産地とする（第5条第2項関係）。

（5）うなぎ加工品品質表示基準の改正

うなぎ加工品に原料原産地名の表示が義務付けられていることから、うなぎ加工品となる業務用加工食品及び業務用生鮮食品を規定し（第1条関係）、業務用加工食品の表示すべき事項は、加工食品品質表示基準に規定する事項のほか、「うなぎ」の原産地とする（第4条において準用する第3条関係）。

3 施行時期

これらの告示は、平成20年4月1日から施行する。